

かわべ

議会だより

KAWABE



山楠公園の桜



平成25年5月9日
第135号



● 25年第1回定例会	2
● 新年度予算質疑応答	2
● 可決案件	6
● 議会日誌	8
● 一般質問 6人の議員が質問	9
● 編集後記	18

25年第1回定例会

3月定例会 (3月7日～19日まで)

一般会計予算は修正可決

25年度予算総額

69億7677万1千円を可決

本定例会では、平成25年度一般会計予算など34議案の審議と、人権擁護委員の候補者の推薦、川辺町土地開発公社の経営状況の報告が行われました。一般会計当初予算については、委員会から修正案が提出され、修正のうえ可決、「川辺町長の給与の減額に関する条例」は反対多数により否決され、その他の議案はいずれも原案のとおり可決しました。

追加日程として提出された、議長の辞職許可については全会一致でこれを否決し、現議長の続投が決定しました。また、議会活性化特別委員会の中間報告も行われました。

会計別当初予算額

(単位：千円)

会 計	予 算 額	前 年 度 対 比	
一 般 会 計	3,936,000	1,000減	
特 別 会 計	国民健康保険事業	1,101,371	44,495減
	下水道事業	495,100	89,300減
	農業集落排水事業	33,400	1,400増
	介護保険	825,659	71,303増
	後期高齢者医療	119,177	1,970増
水 道 事 業	466,064	185,249増	
合 計	6,976,771	125,127増	

新年度予算案件

新年度一般会計予算は修正可決

新年度当初予算案は、定例会初日、町長の提案説明の後、総務委員会に付託され、町長、各担当課長などの出席を求め、審査を行いました。

委員会では、25年度に予定する事業や財政指標に関する質問をはじめ、23項目にわたる書面での質問のほか、口頭による質疑応答と審査を行いました。

このうちケーブルテレビによる地域情報番組放送事業については、

①ケーブルテレビの加入率が4割程度であること
②費用が880万円と高額なこと

③ケーブルテレビに加入していない人がサービスを受けられないこと

④地域情報の発信には他の方法も考えられること

などの意見があり、この費用を予算から減額する修正案が提出されました。

委員会では、この修正案を可決すべきものとして決定し、定例会最終日に矢田宗雄総務委員長から審査の結果とともに本会議に修正案を提出しました。

本会議では、提出された修正案が全会一致で可決され、25年度一般会計予算は修正可決となりました。他6会計の予算案については原案のとおり可決されました。

委員会での質疑事項および回答の一部は以下のとおりです。

質疑応答の

主な内容

【総務企画課】

Q 25年度当初予算における財政指標の見込みを出して下さい。

A

当初予算を執行した際の試算値は次のとおりです。

比率は町債や基金、普通交付税の動向も見込んでいますが、一部事務組合の決算状況・地方債借入状況など他の要因も十分に影響するため、現時点での参考数値です。

	平成23年度 (確定値) %	平成24年度 (見込み値) %	平成25年度 (見込み値) %
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	10.9	11.1	11.3
将来負担比率	41.7	39.8	41.0
経常収支比率	82.9	85.0	86.1

Q 職員研修事業・職員自己啓発助成について

①主な研修内容と人員、回数は
②自己啓発助成とは、どのような内容か

A 内容については現時点では具体的に決定していませんが、過去の実績では「財産差押と換価」「子育て支援」「複式簿記」などの受講履歴があり、本年度は10名程度を予定しています。

職員自己啓発助成とは、地域主権時代の到来により職員の資質向上を目的に新たに取り組むこととしている事業で、勤務時間外において、町政に関する専門的知識または職務の遂行に必要な知識・技術を自主的に取得しようとする職員が「資格を取得」、「講習会を受講」、「グループ活動を実施」した場合に、対象となる費用の2分の1を助成するものです。

Q 【住民課】各種手数料について

いは、数年にわたり額が変わっていない。地方分権により町が独自で決めて良いものが多くなってきているが、手数料についてはどうか。

A 地方自治法により戸籍・除籍などの謄抄本、記載事項証明、受理証明等以外の手数料は、町の条例により独自に額を定めることが出来ます。

手数料の金額については本来積算根拠を明確にして随時見直しするべきと考えますが、周辺市町村とのバランスを考慮してここ数年は変更していません。平成25年2月から可児・加茂管内10市町村による広域交付を開始したところですが、現在管内全ての市町村で手数料は同額となっています。今後の見直しにあたっては、この地域でのバランスのほか全国的な動向にも注視しながら対応していきます。

住民票等手数料(抜粋)

	手数料
住民票の写し	1通 300円
印鑑登録証明書	1通 300円
印鑑登録手数料	1件 200円

Q 独居老人緊急通報装置設置事業について

①設置率はどれくらいか
②民生委員さんの役割は
③既設の装置で不要となつて撤去した数は
④装置のリサイクルは

A 町および福祉協議会で把握している独り暮らし高齢者は、24年11月末176人で、そのうち48人に緊急通報装置を設置しています。全ての独り暮らし高齢者が設置の対象となるのではなく、主に持病を持ち通院治療をしている方や要介護認定を受けている方を対象としているので設置率は100%に近いものと考えます。

設置に伴う民生委員さんの役割は、日頃の見守り活動の中で、申請等の書類の提出や地域包括支援センターとの連絡、設置時の対応等の連携です。今年度4月から2月末までに撤去した装置は8件で、理由は施設入所や

入院のため4件、死亡のため4件となっています。

リサイクルについては、装置は賃貸業者のものであり町が処分するものではありません。

Q 福祉バスやすらぎ号の運行事業について

については、1100万円ほどが予算計上されているが、最近では乗客の姿があまり見られない。燃料高騰のおり、民間会社ならばすでに他の方法により住民の要望に応えるべき対応をとっている。運用方法の変更や経路の延長による利用頻度の向上など、投資対効果の研究はしたのか。



(福祉バス)

A やすらぎ号運行事業は、社会福祉協議会へ委託して実施しており、利用者の便宜と経費削減については、本事業の目的からすると相反することが多く困難で未だ検討中であります。

美濃加茂市が昨年5月から実証実験され、8月から本格実施した「あい愛予約バス」は、事前に予約のあったバス停のみをセダン型タクシー車両が運行し、予約がなければ運行しない方式で、従来のコミュニティバスと比べて経費は4割減少したと聞いていますが、今回モデルとなったエリアは、病院や福祉施設、大手スーパー等が集中した地域であり、もともと「あい愛バス」は有料であったこと、タクシー会社の車両保有数やそれに伴う投資、利用者数などから当町への導入については条件が異なり容易に結論を出すことができないと考えます。

現在は地区バスの運行

時に利用の少ない時間帯はワゴン車等を利用しており、今後この方法を中心に社会福祉協議会と検討することとしています。

【産業環境課】

Q 経営体を育成支援する事業は、具体的にどのような支援を行い、どのような効果を求めるのか。

A 地域の中心経営体として位置づけられた認定農業者、集落営農組織、新規就農者などの農業者が「経営面積の拡大」「耕作放棄地の解消」「農業の6次産業化」など、決められた目標項目から2項目以上を選んで具体的に改善していくことに対して、必要とする機械や施設の導入費用を最大30%支援するものです。

具体的な例としては、耕作放棄地、未利用地などを任されて営農している農業者が、更に利用集

積を進めたり、耕作放棄地の解消に努めるために必要な機械などを支援するものです。

Q 農業の担い手不足の解消を図るため、助成により既存の担い手農業者の強化や新規就農者を担い手に育成しようというねらいがあります。

Q 里山林整備事業の作業内容と予定している箇所について示して下さい。

A この事業は、野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図ることを目的とした、森林環境税利用の事業です。

具体的には、侵入竹の除去、森林病害虫の防除、広葉樹等の植栽、不要木の除去などを実施した場合に助成されます。

25年度は鹿塩地区と上川辺地区周辺の不要木の除去が予定されています。

この事業で、里山に緩衝帯が設置されることにより鳥獣が集落や田畑に侵入することが抑制でき、被害の軽減が図れるものと期待しています。

【基盤整備課】

Q 町営住宅使用料に、滞納者の存在があることについて、入居審査の方法と審査基準との関係は。

A 町営住宅への入居基準は、公営住宅法で定める要件に従い、一定の収入要件を満たす入居希望者であるかなどを審査しています。その他入居申し込み資格の要件として、申し込み時点で市町村民税を滞納していないことを条件として加えている状況です。したがって、入居時点では住宅使用料はもちろんのこと、他の町税についても滞納はない方々に入居していただいているところですが、

しかしながら、入居後

に諸事情により使用料の納入が遅れ、督促対象となる入居者がおられるのも事実です。これらの督促対象となった入居者の大半は、督促後数日以内に自主納付されており、納付が確認できない入居者については電話催促、臨戸対応などにより滞納とならないように対応しています。

Q 県道可児金山線改良事業について、事業の現状、進捗状況、今後の見通し等について。

A 県道改良負担金については、関係市町村が事業費の10%を負担するという県議決「県の行う建設事業に対する市町村の負担金について」を根拠に必要な額を計上しています。

負担金の額は予定されている事業により毎年度事業費の増減が生じますが、補正予算等の機会があれば、積極的に活用し

ていきたいとの県の回答も得ており、町としても強く事業の進捗を要望していきます。

事業の現状は、24年度に川辺大橋東詰交差点部の改良工事が発注されており、繰越となりますが25年度には暫定的に完成となる予定です。

用地関係については若干残ってはおりますがほぼ完了に近い状況で、後は工事、設計関係に事業がシフトしていく見込みで、当面は川辺大橋東詰から橋梁を含めた尾賀野川までの区間を整備していく予定となっています。



(可児金山線 川辺大橋東詰付近)

【教育委員会】

Q ブックススタート
事業は大変異議のある事業だと思うが、ただ絵本を与えるだけではなく、親子が本好きになるような支援が必要だと考えるがどうか。

A ブックススタート
事業は、親と子供に「絵本」と「絵本の読み聞かせ」をプレゼントし、親子が絵本を通して言葉と本とにふれあうきっかけを作る事業です。

4ヶ月乳児検診時に絵本を選んでもらい、7ヶ月乳児検診時に「絵本の読み聞かせ」を体験していただき、絵本を手渡しします。

また、本との出会いの橋渡しとして、中央公民館図書室の利用をすすめ、貸出カード申請書の配布や図書室で開催している「こぐまちゃんの家」(読み聞かせ、紙芝居)の紹介をしながら、親子で本好きになっていただけることを願っています。

継続的な支援として乳児検診時などを利用した「絵本の読み聞かせ」を体験していただき、親子での読み聞かせを継続してもらおうとかけづくりを行っていきたいと思います。

Q 小中学校の電気料金について、太陽光パネルを使用した光熱水費の節約も考えられるが、設置について検討したことはあるか。

A 小中学校の電気料金を補正予算で計上しましたが、これも電気料金増額の要因となってくることから、太陽光パネルの導入も課題のひとつと考えています。今後は、屋上防水改修工事とあわせて太陽光パネルを設置することが効果的とは考えますが、パネル加重による耐力低下の問題や多くの費用を伴うことから財政的な問題もある

ため、これら諸問題をクリアしながら検討していきます。

大洞ため池跡地周辺整備工事について、国の事業がかなり遅れているようだが、周辺整備で予算が計上されているということは、本年度中に完成の見込みか、進捗状況を伺う。

昨年10月に確認した際は、24年度中に完成予定という説明を受けていたが、再度国土交通省に確認したところ、24年度中の完成は難しく25年度中の完成となる見込みであるとの回答でした。

Q 上下水道課
上水道料金、下水道料金について、これからの維持管理を考えた場合、料金の値上げも考慮しなくてはならない時がくると思われるが、料金改定等、見直しの見通しは。他町村の

料金との比較を示して下さい。

当町の水道事業は23年度の決算では損益が発生しており、経営状況は厳しいのが現状です。今後、人口減少や節水器具の普及に伴う料金収入の減少が予想されるとともに、老朽化している施設等の更新が必要不可欠であり、それに伴う建設改良費の増加が懸念されます。

こうした状況の中、有収率の向上や未収金の徴収を徹底し、なお一層の経営努力を図り国庫補助金や内部留保資金を活用していくことで、当面の間は現行の料金体系を維持していく予定です。

下水道使用料については、水洗化の向上、収納率の向上に努め使用料収入を確保していきたいと

考えています。一般会計からの繰入金についても基準内であることや24年度に面整備が完了し、施設も比較的新しいため、施設更新費用等が高額でないという現状もあり、当面の間は現行の料金体系を維持していく予定です。

他市町村との料金比較表(上水道)

	川辺町	坂祝町	八百津町	富加町	御嵩町	美濃加茂市	可児市
基本料金(10㎡の場合)	2,000	2,030	2,131.5	2,037	1,795	1,837	1,659
1ヶ月の使用料(20㎡の場合)	3,837	3,927	4,263	3,877	3,968	3,675	3,339
1ヶ月の使用料(30㎡の場合)	5,675	5,817	6,709	5,712	6,331	5,512	5,334

他市町村との料金比較表(下水道)

	川辺町	坂祝町	八百津町	富加町	御嵩町	美濃加茂市	可児市
基本料金(10㎡の場合)	1,575	1,470	1,522	1,890	1,575	1,470	1,543
1ヶ月の使用料(20㎡の場合)	3,045	3,045	3,045	3,255	3,150	3,045	3,118
1ヶ月の使用料(30㎡の場合)	4,515	4,620	4,725	4,620	4,725	4,620	4,693

人事案件

▲人権擁護委員の推薦

小縣 玲子氏

比久見943番地3

の任期が6月30日をもって満了となるため、引き続き再任とすることについて全会一致で適任であると答申しました。

▲川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、対策の実施にあたる職員の手当の支給について所要の改正を行うもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町税条例の一部を改正する条例

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正により、川辺町行政手続条例の適用除外に関する規定を改めるもの
(全員賛成で可決)

条例案件

▲川辺町長の給与の減額に関する条例

本町職員が引き起こした交通事故に伴い、町長の給料を減額するもの
(反対多数で否決)

▲川辺町新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、緊急事態宣言時に市町村が設置を義務付けられる対策本部に関し、必要な事項を新たに定めるもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例において引用している部分について所要の改正を行うもの
・改正を行った条例
①川辺町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
②川辺町消防団員等公務災害補償条例
③川辺町税条例
(全員賛成で可決)

▲川辺町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正により、引用部分について所要の改正を行うもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町国民体育大会ポルト競技会運営基金条例を廃止する条例

国民体育大会ポルト競技会の終了に伴い基金条例を廃止するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例

介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例が改正され、指定地域密着型介護保険法が改正され

れ、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護サービスの運営基準等を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町町営住宅等の整備基準を定める条例

公営住宅法が改正され、これまで省令で定められていた町営住宅等の整備基準を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法が改正され、これまで政令で定められていた入居収入基準や裁量階層の範囲を条例で定めることとされたため、条例の一部改正を行うもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町道の構造の技術的基準を定める条例

道路法が改正され、これまで政令で定められていた道路の構造の技術的

基準を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町道に設ける道路標識の寸法を定める条例

道路法が改正され、これまで府省令で定められていた道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、これまで省令で定められていた高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めることとされたため新たに制定するもの
(全員賛成で可決)

▲川辺町都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園法が改正され、これまで政令で定められていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例で定めることとされたため条例の一部改正を行うもの

(全員賛成で可決)

▲川辺町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、これまで省令で定められていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとされたため新たに制定するもの

(全員賛成で可決)

▲川辺町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

下水道法が改正され、これまで政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理の基準等

を条例で定めることとされたため新たに制定するもの

(全員賛成で可決)

▲川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

水道法が改正され、これまで政令で定められていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準を条例で定めることとされたため新たに制定するもの

(全員賛成で可決)

予算案件

▲一般会計補正予算(第4号)

7998万円を追加し、総額を42億6191万円としました。

主な内容は

国の補正予算等の緊急経済対策の対応および決算見込額をもとに各種事業の予算を整理するもの

(歳入)
・学校施設環境改善交付金
3121万円増額

・国体施設整備費補助金
724万円減額

・国体ボート競技会運営基金繰入金
548万円減額

・国体ボート競技会運営基金廃止に伴う受入金
813万円増額

・町債 北小学校非構造部材耐震化等改修事業
2290万円増額

・町債 中学校トイレ改修事業
1260万円増額

・町債 中学校空調設置事業
2580万円増額

・町債 公民館施設設備改修事業
620万円増額

ほか

(歳出)
・繰越明許分
(町道西栃井1号線舗装改修事業)
500万円増額

(北小学校非構造部材耐震化等改修事業)
4237万円増額

(中学校トイレ改修事業)
2072万円増額

(中学校空調設置事業)
3784万円増額

・財政調整基金積立金
2954万円増額

・ぎふ清流国体川辺実行委員会補助金
1886万円減額

・下水道事業特別会計繰出金
852万円減額

・公民館ホール音響設備改修工事
690万円減額

ほか

▲国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

4131万円を追加し、総額を11億7920万円としました。

主な内容は

決算見込額をもとに予算を整理するもの

(歳入)
・繰越金
5623万円増額

・保険財政共同安定化事業
交付金
880万円減額

・一般会計繰入金
852万円減額

・高額医療費共同事業交付金
471万円減額

ほか

(歳出)
・国保基金積立金
6558万円増額

・保険財政共同安定化事業拠出金
1663万円減額

・高額医療費共同事業拠出金
800万円減額

ほか

▲下水道事業特別会計補正予算(第3号)

2628万円を減額し、総額を5億4987万円としました。

主な内容は

決算見込額をもとに予算を整理するもの

(歳入)
・社会資本整備総合交付金
860万円減額

・公共下水道事業債
760万円減額

・受益者負担金
155万円減額

(歳出)
・流域関連公共下水道工事
2086万円減額

・木曾川右岸流域下水道維持管理負担金
440万円減額

・公共汚水ます等設置工事
330万円増額

ほか

(全員賛成で可決)

▲介護保険特別会計補正予算(第3号)

729万円を減額し、総額を8億2047万円としました。

主な内容は

決算見込額をもとに予算を整理するもの

(歳入)
・介護給付費負担金等
3208万円減額

・介護給付費準備基金繰入金
2487万円増額

ほか

(歳出)

- ・地域密着型介護（予防）サービス費

760万円減額

ほか

(全員賛成で可決)

▲水道事業会計補正予算

(第2号)

主な内容は

決算見込額をもとに予算を整理するもの

(収益的支出)

- ・原水及び浄水費

190万円減額

・消費税

40万円増額

(資本的収入)

- ・負担金

192万円増額

・国庫補助金

247万円減額

・出資金

210万円減額

(資本的支出)

- ・配水施設費

641万円減額

ほか

(全員賛成で可決)

報告案件

▲川辺町土地開発公社の経営状況

地方自治法の規定により4月1日から7月6日までの事業報告および決算について報告がありました。

▲議会活性化特別委員会中間報告

議会活性化特別委員会委員長から昨年9月設置からの活動状況（議会基本条例案、議会議員政治倫理規程案の策定）、今後の予定などについて中間報告がありました。

2)」の路線変更を行うもの

(全員賛成で可決)

▲財産の無償譲渡

「川辺町コミュニティセンター」を上川辺鶴飼自治会に無償で譲渡するもの

(全員賛成で可決)

▲美濃加茂市・加茂郡7町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議

障害者自立支援法の一部改正により、障害者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を変更するもの

(全員賛成で可決)

▲議長の辞職許可

佐伯和昭議長から議長の辞職願が提出されましたが、「続投を望む」として辞職許可については否決されました。

その他案件

▲町道路線の変更

石神地内においてバイパス事業により築造された側道が国から町に移管されることに伴い「バイパス側道3号線(333

議会日誌

25年2月～25年4月

〔2月〕

- 2日・家庭教育学級講演会
- 5日・議会活性化特別委員会
- 7日・可茂地域市町村議会議長会
- 12日・議会全員協議会
- 14日・議会活性化特別委員会
- 15日・青少年育成町民会議
- 18日・国保運営協議会
- 22日・岐阜県施策説明会、合同懇談会
- 25日・議会運営委員会
- 26日・可茂消防事務組合川辺出張所竣工式
- 28日・総務委員会協議会

〔3月〕

- 1日・加茂広域行政事務組合
- 4日・総務委員会協議会
- 5日・総務委員会協議会
- 6日・連合福寿会研修会
- 7日・定例会(初日)
- 8日・中学校卒業式
- 9日・文化協会春の文化祭
- 11日・総務委員会
- 14日・自衛隊入隊・入校予定者激励会
- 15日・議会活性化特別委員会
- 18日・生活安全推進協議会
- 19日・定例会(最終日)
- 21日・人権問題小学習会
- 22日・社会福祉協議会理事會、評議員會
- 25日・各小学校卒業式

〔4月〕

- 5日・各保育園入園式
- 7日・消防団入退団式
- 8日・小中学校入学式
- 10日・可茂町村議会議長會
- 12日・商工会青年部總會
- 15日・議会報編集員會
- 16日・川辺町長選挙告示日
- 18日・議会活性化特別委員会
- 25日・健康づくり友の會
- 30日・議会活性化特別委員会

一般質問

そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の最終日に、6人の議員が質問に立ち、町政をただしました。質問と答弁の内容は、次のとおりです。当日の傍聴者は12人でした。

問 川辺町活性化のための事業推進について

〔高木 律夫 議員〕

①川辺町に新築戸建て住宅を建てられた方への現状実態調査については、検討し実施していただけるものと認識していましたが、その後の進捗状況をお聞かせ下さい。

②下川辺宮浦踏切から第一高山街道踏切までの町道拡幅工事が部分的な工事となっておりますが、今後の予定についてお聞かせ下さい。

③第一高山街道踏切付近より石神高橋地区を経て鶴飼地区の道路拡幅改善については、バイパス案で地域住民への説明会をすでに5回にわたり実施され、多くの方のご理解

を得られているものと推察していますが、一部反対者の意見が出ている状況であると判断しています。今後の具体的な方針をお聞かせ下さい。

④川辺町の活性化に最も重要とされている関街道踏切については、暫定形の拡幅が検討されているところまで進んでいるとのこと聞いていますが、県および関係機関に対するきめ細かな折衝はされているのでしょうか。

⑤かやの木踏切から北小学校方面へ向かう町道松田線の延伸道路計画について、担当課からの回答は「協議の場を設けた」とのことでしたが24年度中一度も開催されていません。予算も計上されていましたが、説明が

されずそのまま放置されていたことは良くありません。今後の方針について具体的にお答え下さい。

⑥町の事業全般について、

事業の工程をしつかり踏まえてもなお一部の方の了解が得られないために「一旦休止」などの事態になったときは町長が折衝に向いてお願いし理解を求めることも必要かと思えます。また最終的な手段として収用認定という制度があるようですが、このことについてもお聞かせ下さい。



(関街道踏切)

答 事業推進は粘り強く紳士的に行う

〔町長〕

①「新築住宅を建てられた方の実態調査」については、現在、調査を実施しているところです。調査は職員が新しい住宅に直接訪問し聞き取りを行うという形で実施しております。結果が出るまでには今しばらく時間がかかりますのでご理解を賜りたい。

②社会資本整備総合交付金を活用し、町道下川辺石神線の下川辺地内宮裏踏切から石神地内第一高山街道踏切まで、歩道を設置する工事を平成22年度より進めております。

第1期事業では、「川辺鹿塩インター」付近お

よび沿線に住宅が建ち並んでいる箇所を優先して実施しており、平成24年度までに延長731m、平成25年度には311m、平成26年度・平成27年度には延長555mを計画しております。

平成28年度以降は、新たな計画を策定する必要がありますが、平成32年度までには町道下川辺石神線の全線に歩道を設置したいと考えております。

③石神高橋地区及び上川辺鶴飼地区の町道中川辺下麻生線については、幾度か説明会や座談会を行い、事業の必要性を訴えてまいりましたが、バイパスの具体的なルート案が明確でなかったこともあり進展しておりません。道路事業については、概略設計、ルート検討、測量調査、詳細設計、用地及び補償物件調査、用地取得及び移転補償、工事着手という流れで進めており、平成24年度には交通量調査を実施して

り、これをもとに平成25年度には道路の規格を検討しルート案を作成する予定で、今後の説明会においては具体的なバイパスルートを提示したいと考えております。

この事業については、家屋の移転も見込まれる

ことから、ルート上に存する地権者から容易に同意を得られるものでもないと考えておりますが、一刻も早い完成を目指して鋭意努力いたします。

④関街道踏切拡幅改良事業につきましては、現

在、岐阜県により事業実施のためにご尽力をいただいております、平成24年度においては、概略設計、廃止踏切の地元同意、JRとの計画協議を実施、平成25年度には詳細設計を実施し、工事基本協定まで進める予定とし、平成26年度に工事実施の計画となっております。県とは事業実施に向け、機会ごとに事業調整を行っております。

⑤国道41号からかやの木踏切を経てさわやかナーシング、川辺第二保育園、北小学校等へ至る町道については、国道41号からの一体的な導線と考え、拡幅及び一部新設を検討しております。この路線は、国道から各公共施設を結ぶという広域的な役割の他に、地域住民の大切な生活道路でもあります。平成24年度においては、概略設計を実施し複数のルート案を作成しました。

平成25年度において

は、最適と思われるルートを地元に対し公表し、地権者全員の同意が得られましたら測量調査、詳細設計へと進めたいと考えております。

⑥道路整備など公共事業を実施していくうえで事業用地の取得は必要不可欠ですが、一部の地権者の同意が得られず用地を取得できない場合は、事業の遅延や、計画の変更、最悪の場合は事業の中止を余儀なくされるなど、社会的な損失は大きいものがあります。

道路改良事業は、関係地権者全員の同意を得てから、対象区間の測量・設計、用地買収、建物補償、工事という仕事の手順があり、多大な時間と費用を必要とします。特に用地については代々引き継いだ財産であり、簡単に手放したくないという方も多数おられます。土地収用法による用地の取得という方法もありますが、これは町全体に影響を及ぼすような広域的な事業において用地交渉が破綻した場合に適用するものと認識しており、生活道路の整備の場合では相手方との紳士的な交渉を粘り強く進めていくものと考えております。

問 国体ボート競技会の成功と川辺町の今後

【高木 律夫 議員】

①国体開催による経済効果（グッズ収入、宿泊、物品販売等）について、町としての直接効果はあったか。

②国体開催により川辺町の知名度は上げられたが、開催には多くの経費を費やしている。費用対効果が現れるのは今後の活動にかかっているが如何か。

③国体開催にあわせ、「新艇庫建設」「夢広場の完成」「湖岸線拡幅」「国道41号美濃加茂バイ



(かやの木踏切)

パスの完成」など川辺町活性化の基盤は整ってき
た。今後の町の発展のた
めに新たに設置される
「企画まちづくり課」が
担っていくものは。

【町長】 「一過性のものに終わ らせず次につなげる」

①国体開催によって大き
な経済効果を見込むこと
ができる宿泊に関して
は、町内には宿泊施設が
1軒しかなく、やむを得
ない事情とは言え大きな
効果を発揮できなかった
ことは残念でありました。

しかし、1軒の宿泊施
設ではありますが、県外
からの審判員の宿とし
て、確保いただいた部屋
をフルに活用をさせてい
ただき、期間中、延べで
62名の宿泊をお願いい
ました。

そのほか、期間中の全
スタッフ・選手の弁当、
3942食を町内の仕出
し組合にお願いし、飲料

についても約5000本
を町内より購入いたしま
した。これらは一部です
が、可能な限り町内にあ
る事業者の利用を進めま
した。

また、公民館前の休憩
所エリアでは、町産物の
PRを目的として川辺町
特産品協議会にお願
いし、6事業者の協力をい
ただきました。出店事業
者の販売の詳細は把握し
ておりませんが、多くの
方が購入していただいた
との話を聞いています。

また、多くの人が食べ
歩きマップを片手に飲食
店へ向かう姿も見かけま
した。

周辺のコンビニやショ
ッピング施設、飲食店な
どで確認したところ、
「正確な人数は分からな
いが、国体関係者と思わ
れる方が多く訪れ、通常
より賑わいがありました。
」とのお話でした。
また、多くの方に来
店いただき、有り難かつ
たとお声をいただいた
お店もありました。これ

を以て経済効果が大きか
ったとはいえませんが、
少なからず効果に結びつ
いたものと考えます。

また、この町で国体を
開催し、多くの町民の方
が大会の応援やスタッフ
として参加され、国体を

肌で感じていただけたこ
とが、何にもまして、町
の財産になったかと考え
ます。

②本国体を一過性のもの
で終わることなく、「ボ
ート王国川辺」の名を引



(国体 公民館前休憩所エリア)

き続き全国に発信するた
め、既存のボート競技を
含め、新たなボート競技
として国体開催記念とな
る「かわべ清流レガッタ
(グリーンチャンピオン
シップ及びふれあいレガ
ッタ)」を計画、開催を
することによって、川辺
町へ再び訪れる機会を提
供し来町者増加を図ると
ともに、商工部門とのタ
イアップを進め、付加価
値を持った事業を進めて
いきたいと考えます。

また、漕艇場を、ボー
ト競技者だけでなく、多
くの町民が利用できる施
設として、町民に還元で
きるよう検討していきま
す。

国体を契機として、漕
艇場も含め町のスポーツ
施設が、より一層町民の
健康増進につながるよう
利用促進を図っていきま
す。

③企画まちづくり課の新
設については、平成24年
第4回定例会で可決いた
だき、平成25年度から設

置するよう準備を進めて
いるところです。

企画まちづくり課で
は、まちづくりの指針と
なる「総合計画の策定、
推進に関すること」や、
「重要施策の企画及びそ
の総合調整に関するこ
と」、「協働のまちづく
りの推進に関すること」
などを所管し、まちの活
性化に向けた施策にも取
り組んでいくこととして
おります。

人員については、厳し
い状況の中ではありますが
が、課長職以下数名の職
員の配置を考えており、
人選については全職員の中
から適任者を配置した
いと考えております。

【問】 食物アレルギーに対 する対応について

【佐伯雄幸 議員】

食物アレルギーで重篤
な症状を起こすまでの時
間は個々にばらつきがあ
るようですが、およそ30
分以内に起きるといわれ

ています。

食物アレルギーを有する児童、生徒が保育園、学校において、症状が出現したときにどのような緊急体制が整っており、どのような対処法をとられるのかお聞かせ下さい。

【答】 緊急体制は整っているが今一度確認徹底を行う

大きく3点からお答えします。

一つ目は「理解・連携」
二つ目は「緊急体制」
三つ目は「具体的な対処」です。

川辺町では食物アレルギーに関しての「理解」や「研修」「連携」の基本について次の7点を、各園や学校に指導しています。

①保育園や学校においては、園児児童生徒一人一人の食物アレルギーに関する正確な情報を、保護者との連携において的確

に把握しています。

軽重はありますが、町内の保育園・小中学校で食物アレルギーのある子どもは72名です。

②把握した情報は、担任はもちろんのこと教職員全員で共有し、子どもも理解や指導に生かしています。

③教職員全員が食物アレルギーに関する知識を確実なものとしてできるよう、これまでも、これからも研修を深めていきます。

④食物アレルギー発症時にとる対応の流れを、研修を重ねて全職員が身に付けられるようにしています。

⑤学校、給食センター、保護者間の連携を強化しています。配慮を強く要する子どもに対しては、月1回程度、養護教諭・栄養教諭・保護者との間で給食献立表を基に協議を行っています。献立表

には原材料が細かく掲載されており、これを基に決定された内容で、給食提供の個別対応をしています。原因食物を除いた「除去食」や、除いたことによって失われる栄養価を別の食品を用いて補う「代替食」などです。献立によっては、弁当を

持参してもらうこともあります。

⑥給食センターにおいては、場長と栄養教諭が月ごとの対応を検討・決定し、直接調理に携わる職員に綿密な指導と見届けを行っています。

⑦学校へ運ばれた給食は、校務員や給食補助員が受け取って厳しく管理し、確実に該当児童に届くようにしています。

二つ目は「緊急体制」
三つ目は「対処方法」
です。

①児童生徒の異変に気づいた教職員は、近くの同僚や時には児童生徒を通して応援を呼びます。

②校長・教頭・養護教諭が現場に駆けつけ、状態の把握と共に応急処置を行います。状況によっては、児童生徒自らがアドレナリン自己注射薬を使

用します。児童生徒自らが注射できないときは、保護者の事前承諾のもと、教職員が打つこととなります。なお、現在のところ町内でこの注射薬を所持する子どもはいません。

③応急処置と同時に、保護者への連絡、主治医や校医との相談、救急車要請を行います。

④救急車到着までに、人工呼吸やAED使用の場合もあります。

⑤職員が救急車に同乗し児童生徒に付き添い、安心できるまで見届けます。

園や学校は、川辺町の大切な宝、かけがえのない命を預かっていることを忘れず、給食の提供や子どもたちの指導や支援にあたっていきます。



アレルギー対応食 調理の様子

問 窓口延長業務の検証
と証明書等の広域交
付との関係を問う

【長尾 諭議員】

平成18年4月から窓口業務の一部を午後7時まで延長し、各証明書の交付業務が実施されてい

ます。住民サービス業務に費用対効果を検証することは無理かもしれませんが、延長に伴う時間外勤務についてはフレックスタイムの導入などで手当の支給を極力抑えて対応されていることは評価します。

また、2月からは管内2市8町村のどこでも証明書の交付が受けられるようになりました。実施されて間がなくデータも少ないと思いますが、住民サービスの一環として窓口業務の延長との関わりを含めてよりよい方向に見直す考えはありませんか。

答 現サービスには一定の評価。可能な範囲でニーズに対応

【町長】

窓口業務時間の延長は、毎週水曜日に住民課と税務課で行っており、開始から約7年が経過したところです。

住民課の利用状況は、平成21年度で利用人数66人、取扱件数81件、22年度は61人で65件、23年度は52人で72件となっております。税務課では証明書の交付のほか、この時間を

利用した町税の納付や納税相談なども行っております。窓口業務時間の延長は町民の皆様へ浸透し、少ないながらも一定の成果を挙げているものと評価しております。

一方、平成25年2月から開始した可児・加茂地域2市2郡町村間での証明書等の「広域交付」で

ございますが、2月の利用実績は、川辺町での他市町村分の交付が14件、その反対の他市町村での川辺町分の交付が8件、合計22件ございました。

窓口延長業務との関係につきましては、「開庁時間内に役場の窓口で証明等を受け取り難い方へのサービス」という点では共通しておりますが、

サービスの提供時間と場所が異なっており、より良いサービスの提供という観点から導入したものでございます。

なお、この他に各種証明書をお受け取りいただく方法としては、事前に電話予約をしていたり、方法や郵便請求による交付も行っております。

今後とも、可能な範囲で町民の皆様へのニーズにお応えできるよう他町村の動向を踏まえつつより良い方向へと見直しを図っていきたくと考えております。

問 大洞ため池の埋め立て
に工事に伴う水質モニタリング調査は

【長尾 諭議員】

大洞ため池に41号線バypass工事に係る残土を

埋め立てる工事が行われています。残土に黄鉄鉱が含まれるために水質モニタリングを実施することになっていますが、どのように行われていますか。

検査結果の報告はされていますか。また、残土の仮置き場となっていた所の撤去後の検査はされましたか。工事の進捗状況とともに伺いたい。

定期的な検査を行い、結果を公表している

【基盤整備課長】

建設発生土の対応のため、国土交通省では、二重遮水シートを用いた発生土封入工事や水質モニタリング調査を行っているところとです。

大洞ため池周辺につきましては、発生土封入後、当面2年間のモニタリングを行うことが決定されており、毎月定期的に実施されております。結果については、国土交

通省から毎月報告を受け、川辺町のホームページに公表しており、現在のところ環境基準をクリアしております。

残土仮置き場となっていた所の撤去後の土壌検査は、国土交通省により実施されており、下流域の水質については当面1年間のモニタリングを行うことが決定されております。現在のところ環境基準をクリアしているとの情報を得ております。

工事の進捗状況は、今年度、完了予定と聞いて



(住民課窓口)

広域交付は、町外で勤務または就学する皆様への利便性向上を目的としており、岐阜県内での多くの地域において実施されていたことから、この地域においてもサービス水準が低下することのないよう進めて参りました。



(大洞ため池跡地)

おりましたが、予算及び工程の関係上、本年度内完成は困難で平成25年度に完了予定との情報を得ております。

要綱を策定し共助の社会を目指す

【住民課長】

問 独居老人の支援対策について

【岩田龍典議員】

川辺町の独居老人は現在約280人。これら独居老人の生活課題に対しては、主に民生委員の方々の訪問活動や福寿会の友愛訪問などの支援によって行われているのが現状であると思います。生活課題の把握や支援に向けた取り組みをこれらの委員や活動だけに頼っていて良いのでしょうか。独り暮らしの高齢者が増えていく中で、介護や見守りのニーズを行政が把握し、地域を含めた支援の取り組みの仕組みを作っていくことが大切と考えますが、執行部の見解をお聞きます。

川辺町の独り暮らし高齢者数は、平成24年11月現在の住民基本台帳で284名あり、これらの方々の把握につきまして、地区担当民生委員さんの協力をいただき、地域包括支援センターと協力して行っています。

また、社会福祉協議会でも独り暮らし老人世帯名簿が作成されており、配食サービスなどの事業に活用されています。

しかし、これら情報は各々で台帳として管理しているもので、共有化されていないのが現状で、高齢世帯の支援体制が不十分であったと言わざるを得ません。

このため、防災、福祉、地域包括支援センターと社会福祉協議会で協議を重ね、平成24年11月川辺町要援護者地域支援見守りネットワーク事業

実施要綱を策定したところであります。この要綱は、災害時の安否確認や避難誘導だけではなく、日常生活を見守るなど、高齢者の地域からの孤立防止や異変の早期発見を行うことを目的としております。

具体的には、台帳を整備し、防災組織をはじめ、地域住民や新聞配達員、牛乳配達員、ガス、水道検針員、郵便配達員さんなどと情報を共有し、ネットワーク化を図る事により、地域で支え合う共助の社会を目指すものです。

問 町長の3期12年について

【桜井真茂議員】

私が初当選したのは平成11年8月の選挙で、現在の佐藤光宏氏も一緒に当選し、その後約1年半の議員活動を経て町長とされました。同僚議員としてまた、支援者の一

人として佐藤町長の活躍に大いに期待した次第です。町長となりはや3期12年が過ぎました。東海環状自動車道の完成、41号美濃加茂バイパスの暫定片側1車線の開通は、交通アクセスでは大変便利になったものの、残念ながら川辺町の発展には至っておらず、大企業の撤退で空き地になった状態の土地へは企業誘致もできていない状況の中で、町長としての経済界への働きかけが感じられませんでした。川辺町第5次総合計画の住民意識調査でも川辺町の悪いところとトップだった「町内および周辺に職場がない」が36・2%という結果が出ております。

次に町職員の意識についてですが、本定例会に提出された議案第3号は町職員の飲酒後の自損死亡事故に関わって町長の給与1ヶ月分を10%減額する内容です。今回は大切な町職員が事故を起こし、本人死亡によりアル

コール検知が不可能だったことで安全運転義務違反で処分されると聞いております。飲酒に関して以前質問させていただいた、町長が参議院議員選挙投票日前夜、飲酒後転倒し警察に保護されたこと、懇親会の席で当時の課長に暴力をふるわれたことがありました。川辺町のトップとして以前の行動、振る舞いは町民および職員の見本となっているのでしょうか。

先日、記者会見において今年の4月の川辺町長選挙に4期目を目指し出馬すると発表されましたが、町長が3期12年やってきた成果をもう一度振り返り反省することが肝要かと考えますがどのように思われますか。

答 反省すべきは反省し、今後の努力を誓う

【町長】

議案第3号については、ご指摘のとおりでござ

います。私どもの調査によりますと、本町職員が町内で開かれた職場の親睦食会及び宿泊を依頼していた友人宅にて酒を飲んだのち、家用車を運転し、国道沿いの電柱、民家の塀などに衝突し破損させる交通事故をおこしました。職員は事故のおよそ3時間後、死亡しており処分は行っておりませんが、管理・監督責任があるものと判断し、参事及び総務企画課長を訓告処分すると同時に、最高責任者である町長の処分として、平成25年4月のひと月分の給料を10%減額することとする条例案を提出させていただきます。いただいた次第でござい

ます。自動車の安全運転につきましては、地域を挙げて取り組んでいるところでありますが、本町職員が酒を飲んだのち、交通事故を起こしたことは、あつてはならないことであり、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にあたら

めて深くお詫び申し上げますととも、全職員一丸となって再発防止に取り組み、二度とこのような事態が生じないように徹底を図り、信頼回復に全力を尽くしてまいります存でございます。

議員のご質問は、私の過去の飲酒に関わる失敗は、川辺町のトップとして町民及び町職員の見本になっていのか。今回の事故は、以前の町長の行動が反省され町職員に徹底されていれば起こらなかったとも感じ、総合的に考えて、私が町長である以上、川辺町はこのままではよいのか、というご指摘でございます。たいへん厳しいご指摘であり、大いに反省するところでございます。ただ、

一点、飲酒運転に関する責任は、一義的には行為者本人に帰属するものであること、自己責任であることを確認したいと存じます。飲酒運転に対して社会が厳しく弾劾し、罰則も極めて厳しい中で、

安易にハンドルをとってしまうのは、公務員として、一社会人として極めて軽率な行動といわざるを得ません。家族、親族までをも苦しめる事故の責任は、私や参事、総務企画課長がいかように処分されようとも、本人以外に罪を償うことはできません。今回の条例提出は、一般職員に対する注意喚起、決意宣言をも含めたものでございます。

さて、3期12年の成果の総括について、私としては、この12年間、渾身の力を振り絞り、全身全霊、全力で駆け抜けてまいりました。この12年間で特に印象深いのは、老朽化が進んだ山川橋を73年ぶりに改修出来たこと、事業着手以来38年かかりましたが、国体に間に合わせていただいた美濃加茂バイパス、40年ぶりに艇庫が新築され、競技本部として開催され成功裡に閉幕した、ぎふ清流国体ボート競技会、21年かけて間もなく完了す

る下水道整備、など長年の懸案事業に取り組み、終了したことであります。そのほか、川辺西タウン、東タウン、第3保育園、児童館、北部公民館、川辺中体育館、ダム湖左岸遊歩道、中央公民館図書室、ケーブルテレビ、防災備蓄倉庫等々、数多くの事業に携わることができました。

今後はさらに、まちの基盤整備に力を注ぎながら、キラリ輝く川辺町へと躍進してまいりたいと存じます。明日を担う子ども達の教育環境を整備するとともに、予想される大規模災害に適切に対応できる安全安心のまちづくりを進めながら、更

新改修時期にきている多くの施設管理、資産管理を丹念に行つてまいります。躍進！協働！再生！美しきボート王国かわべ町を目指し、粉骨砕身、最大、満腔の努力を傾注することをここに宣誓し答弁とさせていただきます。

る下水道整備、など長年の懸案事業に取り組み、終了したことであります。そのほか、川辺西タウン、東タウン、第3保育園、児童館、北部公民館、川辺中体育館、ダム湖左岸遊歩道、中央公民館図書室、ケーブルテレビ、防災備蓄倉庫等々、数多くの事業に携わることができました。

問 公営住宅入居に關するくじ引き制度について

【目下部明伸議員】

公営住宅は抽選により入居者が決定しますが、何十回応募しても抽選に漏れる方がいる反面1回で抽選に当たったという事実もあります。公平でもあり、不公平でもあります。

入居については多くの市町村で抽選制度をとっています。抽選に漏れた場合、次の抽選にはまた

一から書類を整えなければなりません。半年あるいは年間単位で受け付けて、最初は抽選し入居の順番を決め、順番がきたらその時点で入居の資格審査をするなど、本当の公平とは何かということ考えていただきたい。

答 当面、現行制度での公募を継続する

【基盤整備課長】

川辺町内2箇所の公営住宅の入居者募集方法は空室が出た場合、その都

度、公募を行っております。応募者多数の場合は抽選により入居者を決定しているところです。

しかしながら、抽選という性質上、多数回応募にもかかわらず、当選できない応募者が出てしまうのも事実であります。

大半の応募者は、3回までの抽選で当選しておりますが、中には4回、5回と落選する方がおられるのも事実であり、住宅困窮期間が長期に渡っているであろう事に対する考慮も必要とは考えております。しかしながら、

平均応募倍率と年間募集戸数との関係、入居機会均等であることの平等性、また同じような募集倍率である県営住宅の公募抽選においても多数落選者への措置は実施しておらず、近隣の町村でも多数落選対策は行っていないとのことであり、現状においては、当面、現行制度での公募を継続させていただきたいと考えております。



(川辺西タウン)

問 国の補正予算に対する町の対応について

【日下部明伸議員】

平成24年2月には総額13兆1千億円にもなる国の補正予算が可決成立され、対応には非常に苦慮するところと考えます。25年度事業を前倒しすることが当面の施策として常道なのか、ほかに妙案がないからと捉えるべきなのかをお聞きします。また、前倒しとすれば繰越事業となります。25年度予算は当然前倒しした分は減額となりますが、また26年度事業を前倒して補正対応となるのか、今後も次年度事業のドミノ倒しのごとくの予算や事業展開となるのか、政府や県の指導等がどうであるかを含め執行部の見通しを伺います。

答 真に必要な事業の選択を行っていく

【総務企画課長】

先の衆議院議員総選挙の結果により、自民党政権が発足しました。先月末にはその新政権において、いわゆる「15ヶ月予算」の考えのもと「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として、切れ目のない経済対策を目指した大型の補正予算が編成されたところであります。

本町でも、このタイミングで実施することが財源的にも有利であると考えられる事業を、平成24年度補正予算もしくは平成25年度当初予算に盛り込んでおります。具体的には平成24年度補正予算で、北小学校非構造部材耐震化等改修事業、中学校空調設置事業、町道西柄井1号線舗装改修事業、県営ため池等整備事業負担金を前倒しして計上しています。そのほ

か、民主党政権下で執行された経済危機対応・地域活性化予備費を活用した中学校トイレ改修事業も計上しております。また、平成25年度当初予算では、地域の元気臨時交付金事業（道路改良事業、道路維持事業）、小中学校理科教育等設備整備事業、木曾川右岸用水緊急改築事業負担金、県河川改良関係負担金を計上しています。

今後の予算展開につきましても、国や県の動向を見極めながら、適切な時期に適切な事業を実施してまいりたいと考えております。今、この段階では、次年度以降に予定している事業を繰上げて実施するような考えはございませんが、財源的にも適切な時期だと判断した場合、議員の皆様方と実施事業を協議させていただくことになろうかと思えます。今回同様の国の補正予算がございまして、ドミノ倒し的な予算にならないよう、あ

問 新年度一般会計予算の総額について

【日下部明伸議員】

くまで3年ローリングの実施計画をもとに、川辺町にとって真に必要な事業の選択を行ってまいりたいと思えます。基本は総合計画、ひいては実施計画であり、常に財政の健全性を念頭において事業を選択してまいりたいと考えております。

安倍新内閣においては、補正予算はもろろんのこと、平成25年度予算においても大型予算とすることも考えられます。地方自治体においては政府による公共事業の拡大とともに、各地方自治体が抱える事業施策認可の緩和、補助金、交付税つき起債の緩和政策等々の甘い誘惑があると考えられますが、安易に事業拡大を図ることは危険なことと考えます。それぞれの地方自治体においては

身の丈にあった予算を立てて、大きな災害が来ようという耐え得る余力を持った地方自治を担うことが大切と考えます。

新年度予算総額については、去る12月議会一般質問では、前年度並みにするとの答弁をいただいておりますが、本年は国体事業も終わり、昨年度の当初予算であった1億1700万円、小中学校の改修費1億円も計上する必要はなくなっている現在において、昨年並みとは、両事業での合計2億1700万円は当初より除外すべきで、一般会計は前年度当初予算比マイナス2億1700万円、総額37億2000万円ほどが前年並みと考え、身の丈にあった金額と考えていきましたが、上程された総額は39億3600万円であり、2億円ほど多すぎるのではと考えるところですが、政府や県の方針に従うことも必要ではあります。川辺町独自の考えをもった行財政を

答 健全な財政運営を進め、総合計画に沿った事業を展開する

【町長】

平成25年度予算につきましては、「住民の皆さんに直結する」、あるいは「将来を担う子どもたちの環境に配慮した」事業に取り組むよう編成をいたしました。

また、町民の皆様からの要望事項につきましても、緊急性・必要性などを整理し、最大限予算化をいたしました。新規事業としましては、「かわべ清流レガッタ開催事業」「定住促進助成金事業」「小中学校理科教育等設備整備事業」「中学生国際交流事業」「ブックススタート事業」などであり、ほかにも様々な事業を配し、「誰もが安心して暮らす

ことができるまちづくり」に向けて推進してまいりたいと存じます。いずれも過度に基金や町債に頼った事業ではありませんで、健全な財政運営は維持できるものと考えています。

身の丈にあった予算規模について基軸に考えなくしてはならないのは、常に健全な財政運営だと思っています。当初予算の編成方針において、投資的経費を除いて対前年度ゼロベースといたしました。

その中で、私が今回重点事業と考えました住民協働のまちづくり施策、国体を契機とした地域活性化施策、教育環境の充実施策を如何に実行する予算とするかが命題でした。そういう意味では、とても良い予算編成になったものと自負しております。

また、平成24年度の決算見込では、財政調整基金に2億2千万円程度を積み立て、総額で13億1000万円ほどの基金残

高になる予定です。この点においても、余力の蓄えが出来ているものと考えております。

今後、長期的な視野に立って健全な財政運営を進め、総合計画に沿った事業を展開しながら、「このまちに住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思っていたできるように努力してまいります。

問 就任後の3期12年の総括と出処進退とその志について

【日下部明伸議員】

地方自治体の首長については昨今、多選自粛条例制定等において物議をかもし出していますが、人間の情熱はどんな強固な意志の持ち主でさえ年月とともに衰えるといわれています。全国を眺めると8選、10選の首長さんがおられます。佐藤町長におかれては3期12年の勤めがそろそろ終わる

うとされていますが、現佐藤町長の出処進退については先頃4選出馬を表明されました。

そこでお聞きします。佐藤町長が前辻町長より引き継がれた資産残高と現在の資産残高との比較で資産がどれほど増加したのか。また、過日の一般質問において就任以来の町長の総所得に対しては、2期8年で1億1730万円と答えておられ、その多寡については住民が判断すると答えられました。多すぎると答えた場合、どのような方法をとるのか。

また1期4年ごとに支払われる退職金1350万円については庶民感覚において多すぎる等の議論があり、高山市や関市、富加町では条例の改正も議論されていると聞いていますが、このことについてはどのように考えておられるのか。また、4期目の政権奪取についての「志」についてもお聞きします。

答 諸施策を丹念に行い住みよい町づくりに貢献していく

【町長】

平成13年5月より町政を担当して以来、3期12年の歳月は瞬く間に過ぎ去り、今また、選挙の時期を迎えようとしております。この間、渾身の力を振り絞り、全力で駆け抜けてまいりました。お支えをいただいた議員諸氏をはじめ、町民の皆様、職員諸君に心よりお礼を申し上げます。

12年間では、様々な事業に取り組んでまいりましたが、特に思い出深い事業として、山川橋改修事業があります。そのアイデア自体は正に日下部議員が発案されたものでございます。初当選後、ただちに山川橋整備基金を創設するとともに、山川橋の強度診断を進め、事業規模の研究に着手しました。莫大な建設費のために、架け替えを目指した当初の構想から、改

修という形に変わりましたが、結局完成したのは、9年後の平成22年3月でございます。山川橋が竣工された昭和12年から数えて73年後のことでありました。

新山川橋北詰交差点までが暫定2車線で開通。昨年9月に石神立体部も完成し、ぎふ清流国体に間に合わせていただきました。着手以来38年が経過しております。

また、昭和49年に事業着手された美濃加茂バイパスは、平成21年3月に

事業開始以来、21年を要し、川辺町最大の事業となった下水道整備事業



(山川橋)

も、この3月に完了いたします。

さらに、昭和45年・46年に建設された岐阜県川辺漕艇場艇庫も、40年ぶりに平成23年7月に新築がなされ、この新艇庫を競技本部とする、ぎふ清流国体ボート競技会は、800名を超える町民ボランティアの皆さんのご協力のもと、成功裡に閉幕しました。誠にありがとうございました。

そのほか川辺西タウン、東タウン、第3保育園、児童館、北部公民館、川辺中体育館、ダム湖左岸遊歩道、中央公民館図書室、ケーブルテレビ、防災備蓄倉庫等々、数多くの資産が増加しております。

一方、川辺町の起債残高は、平成12年度末で63億円余、平成24年度末で93億円余と、30億円ほど増加しています。しかし、この30億円のうち、国の交付税不足分や減税対応分を川辺町が肩代わりする臨時財政対策債、

減税補てん債がありますので、両者の合計23億5000万円を引くと、6億円ほど負債が増加しているものと考えられます。

かたや一般会計基金残高は平成12年度末で約24億円、平成24年度末で25億円余となり、1億円ほど資産が増加しています。

従って、その差し引き約5億円をどう捉えるかですが、数々の事業による増加資産が現にストックとして残っており、資産と負債のバランスを考えますと、妥当な事業選択であったと存じます。また、キャッシュフローから見ても、1億円のキャッシュシユ増は、ありがたいことだと考えております。

次に町長の給与および退職金のご質問にお答えします。はじめに、退職金については、川辺町は退職手当組合に加盟しており、町単独での退職金特別会計を持ち合わせて

おりませんので、高山市などの組合非加盟の自治体とは同列に議論できません。また、給与については、現在は加茂郡町村の中間的な金額であると認識しています。ただ、復興財源捻出のため、国家公務員給与が減額されたことにより、地方公務員一般職の給与減額要請が総務大臣より来ております。首長・議員等の特別職については、自治体判断によるとされており

ますが、改選後には、特別職報酬審議会を招集し、議員報酬も含めて議論していただきたいと考えております。

「4期目への志」についてお答えします。昨年のごぎふ清流国体ボート競技会成功のため、議員の皆様はじめ、多くの町民ボランティア皆様のご協力を心から感謝申し上げますと共に、行政・住民一体となった協働の力を再認識いたしました。これこそが本来の「まちの力」町民力では

ないかと思えます。この協働の力、町民力を最大限引き出せるよう、キラリ輝く川辺町へと躍進してまいります。国体1周年を記念した、かわべ清流レガッタの開催をはじめ、新築住宅の増加・誘導のため、固定資産税の助成制度を創設します。また、明日を担う子ども達の教育環境を整備するとともに、地域防災計画、土砂災害ハザードマップを活用し、予想され

る災害に適切に対処できる安全安心なまちづくりを進めます。また、高度成長時代に建設され、更新時期を迎える数々の施設管理、資産管理を丹念に行い、住みよい町づくりに貢献いたします。躍進！協働！再生！美しきボート王国かわべ町を目指し、全身全霊で取り組み、答弁とさせていただきます。

アンケートにご協力下さい

川辺町議会では、議会基本条例、議会議員政治倫理規程の制定に向けて、広く町民の皆様からのご意見を伺いたく、アンケートを実施しています。

期限 5月20日

アンケートに同封されている返信用の封筒でご返送下さい。よろしく願いいたします。



編集後記

「48ヶ月齢超」これは「牛海綿状脳症」(BSE)という病気に、生後48ヶ月が超えても感染していない安全な牛であることを指します。

この病原体の「異常プリオン」が人間に感染すると脳の組織が海綿状つまりスポンジ状となり歩行困難となる病気です。

話は変わりますが、私たち議員の任期は48ヶ月です。町民から信頼をいただき、安心のできる町政運営に責任を持つて全うする48ヶ月は同じです。

病原菌のように検査することはできませんが、結果はおのずと出てきます。町民の方々が検査員となって町活性化のためのご意見をお聞かせ下さい。

そのためにも議会の傍聴も大切です。次回の定例会は6月です。是非お出かけ下さい。